

瀬戸市附属機関設置条例をここに公布する。

平成25年9月25日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市条例第17号

瀬戸市附属機関設置条例

(趣旨)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関（以下「附属機関」という。）の設置については、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

(附属機関の設置)

第2条 市は、別表執行機関の欄に掲げる執行機関の附属機関として、それぞれ同表附属機関の欄に掲げる附属機関を置く。

(担当事務)

第3条 附属機関の担任する事務は、それぞれ別表担当事務の欄に掲げるとおりとする。

(委員の定数)

第4条 附属機関の委員の定数は、それぞれ別表委員の定数の欄に掲げるとおりとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織、運営その他必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が定める。

附 則

この条例は、平成25年10月1日から施行する。

別表（第2条、第3条、第4条関係）

執行機関	附属機関	担当事務	委員の定数
市長	瀬戸市表彰審査委員会	公益功労表彰及び市政功労表彰被表彰者の適否の審査に関する事務	5人以内
	瀬戸市指定管理者選定委員会	指定管理者の選定基準に基づく候補者の選定に関する事務	10人以内
	瀬戸市老人福祉計画・介護保険事業計画策定委員会	瀬戸市老人福祉計画及び瀬戸市介護保険事業計画の見直しについての調査・審議に関する事務	20人以内
	瀬戸市老人ホーム入所判定委員会	老人ホームの入所措置等に係る要否判定に関する事務	4人以内
	瀬戸市地域包括支援センター運営協議会	地域包括支援センターの設置、運営、評価等についての協議に関する事務	10人以内
	瀬戸市介護保険地域密着型サービス運営委員会	地域密着型サービスの事業者の指定、指定基準、介護報酬の設定等についての審議に関する事務	5人以内
	瀬戸市地域密着型サービス事業所整備及び介護	地域密着型サービス事業所及び介護老人福祉施設の整備に係る事業者となる候補	10人以内

	老人福祉施設整備に係る事業者選定委員会	者の選定に関する事務	
	瀬戸市保健・医療・福祉総合調整推進会議	地域保健、医療、福祉に係る総合的施策の企画調整・推進及びその他重要事項の調査・審議に関する事務	30人以内
	瀬戸市保育事業者選定委員会	公設民営化による運営委託法人、公立保育所民営化による移管先法人及び公募による新規保育所設置運営法人に係る審査・選定に関する事務	6人以内
教育委員会	瀬戸市就学指導委員会	児童及び生徒の適正な就学並びに特別支援学校及び特別支援学級への就学について指導に関する事務	20人以内
	瀬戸市学校給食センター運営委員会	瀬戸市学校給食センターの運営に係る審議に関する事務	20人以内